介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自主点検表

（令和6年1月版）

居宅介護支援

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 開設法人の名称 |  |
| 開設法人の代表者 |  |
| 管理者名 |  |
| 記入者名 |  |
| 記入年月日 |  |

滑川町

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した指導指針のうち主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う指導と連携を図ることとしました。

２　実施方法

（１）毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（２）複数の職員で検討のうえ点検してください。

（３）点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

（４）「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（５）判定について該当する項目がないときは、二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

◎根拠法令については、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 「法」 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 「条例」 | 「滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年滑川町条例第７号）」 |
| 「平11解釈通知」 | 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」 |
| 「平12厚告20」 | 「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）」 |
| 「老企第36号」 | 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月１日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」 |

| 点　　検　　内　　容 | 点検結果 | 確認資料 |
| --- | --- | --- |
| 基本方針 |  |  |
| １　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。 | はい・いいえ | 条例第2条平11解釈通知2-1 |
| ２　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 | はい・いいえ |  |
| ３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。 | はい・いいえ |  |
| ４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。 | はい・いいえ |  |
| ５　指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（※令和６年３月３１日までは努力義務） | はい・いいえ |  |
| ６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。※法第１１８条の２第１項において、厚生労働大臣が調査・分析し、公表するよう定められているもの。一　介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況二　被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況三　訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容四　地域支援事業の実施の状況 | はい・いいえ |  |
| ７　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めているか。 | はい・いいえ |  |
| 指定居宅介護支援の指定を受けることができる者 |  |  |
| １　法人役員等(役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者又は経営に実質的に関与している者をいう。) のうちに、暴力団員 (滑川町暴力団排除条例 (平成24年滑川町条例第21号) 第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団関係者（同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。） に該当する者がいないか。 | はい・いいえ |  |
| 人員に関する基準 |  |  |
| （介護支援専門員の員数） |  |  |
| １　常勤の介護支援専門員が１名以上従事しているか。※　「常勤」当該事業所における勤務時間(当該事業所において、指定居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。)が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２３条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とする。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、同一の事業者によって指定訪問介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 | はい・いいえ | 条例第4条平11解釈通知2-2-(1)(3) |
| ２　介護支援専門員の員数が35：１の基準を満たしているか。**介護支援専門員の資格証の写し（　　　　）人中（　　　　）人分有** | はい・いいえ |  |
| ３　介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務していないか。 | はい・いいえ |  |
| （管理者） |  |  |
| １　常勤の管理者を配置しているか。また、その管理者は主任介護支援専門員か。（令和９年３月３１日までは介護支援専門員でも可）※　ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。※　令和３年３月３１日までに指定を受けている事業所（同日において当該事業所における管理者が主任介護支援専門員でないものに限る。）に関する同年４月１日以後の適用については、引き続き、令和３年３月３１日時点における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる | はい・いいえ | 条例第5条平11解釈通知2-2-(2)(3) |
| ２　管理者は、専らその職務に従事しているか。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。ア　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合イ　管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）※　同一敷地内にある他の事業所とは、必ずしも指定居宅サービス事業を行う事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものである。※　指定居宅介護支援事業所の管理者は、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの申込み等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。 | はい・いいえ |  |
| ３　介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務していないか。 | はい・いいえ |  |
| 運営に関する基準 |  |  |
| （内容及び手続の説明及び同意） |  |  |
| １　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項説明書に記載する事項・運営規程の概要　　・介護支援専門員の勤務の体制　・秘密の保持・事故発生時の対応　・苦情処理の体制等　　　　　　・その他同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。 | はい・いいえ | 条例第6条平11解釈通知2-3-(1) |
| ２　居宅サービス計画は利用者の希望に基づき作成されるものであるため、次の項目についてあらかじめ文書を交付して口頭で丁寧に説明し、理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。・利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること。・前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合・前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合・利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。 | はい・いいえ |  |
| ３　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者が入院する必要が生じた場合に、担当の介護支援専門員の名前や連絡先を入院先に伝えるように説明しているか。実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。 | はい・いいえ |  |
| （提供拒否の禁止） |  |  |
| １　正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否していないか。サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは次の場合。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合 | はい・いいえ | 条例第7条平11解釈通知2-3-(2) |
| （サービス提供困難時の対応） |  |  |
| １　当該事業所の通常の事業実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じているか。 | はい・いいえ | 条例第8条 |
| （受給資格等の確認） |  |  |
| １　利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 | はい・いいえ | 条例第9条 |
| （要介護認定の申請に係る援助） |  |  |
| １　被保険者の要介護認定に係る申請について、申請の代行を依頼された場合等において利用申込者の意思を踏まえて、必要な協力を行っているか。 | はい・いいえ | 条例第10条平11解釈通知2-3-(3) |
| ２　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | はい・いいえ |  |
| ３　要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。 | はい・いいえ |  |
| （身分を証する書類の携行） |  |  |
| １　介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | はい・いいえ | 条例第11条平11解釈通知2-3-(4) |
| （利用料等の受領） |  |  |
| １　指定居宅介護支援を提供した際に、利用者から受ける利用料（法定代理受領以外）と、法定代理受領との間で、不合理な差額が生じていないか。 | はい・いいえ | 条例第12条平11解釈通知2-3-(5) |
| ２　利用者の選定により通常の事業実施地域外で居宅介護支援提供を行う場合、それに要した交通費の支払いについて、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該居宅介護支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | はい・いいえ |  |
| （保険給付の請求のための証明書の交付） |  |  |
| １　提供した指定居宅介護支援について、利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | はい・いいえ | 条例第13条平11解釈通知2-3-(6) |
| （指定居宅介護支援の基本取扱方針） |  |  |
| １　指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。 | はい・いいえ | 条例第14条 |
| ２　自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | はい・いいえ |  |
| （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） |  |  |
| １　（介護支援専門員による居宅サービス計画の作成）指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 | はい・いいえ | 条例第15条第1号平11解釈通知2-3-(7)① |
| ２　（指定居宅介護支援の基本的留意点）指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | はい・いいえ | 条例同条第2号平11解釈通知2-3-(7)② |
| ３　（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。 | はい・いいえ | 条例同条第3号平11解釈通知2-3-(7)③ |
| ４　（総合的な居宅サービス計画の作成）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。 | はい・いいえ | 条例同条第4号平11解釈通知2-3-(7)④ |
| ５　（利用者自身によるサービスの選択）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。※　特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。※　また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。 | はい・いいえ | 条例同条第5号平11解釈通知2-3-(7)⑤ |
| ６　（課題分析の実施）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなる。課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものであるが、この課題分析の方法については、別途通知するところによるものである。（⇒「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）） | はい・いいえ | 条例同条第6号平11解釈通知2-3-(7)⑥ |
| ７　（課題分析における留意点）介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は当該サービスを提供した日から２年間保存しなければならない。 | はい・いいえ | 条例同条第7号平11解釈通知2-3-(7)⑦ |
| ８　（居宅サービス計画原案の作成）介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。目標の達成時期には居宅サービス計画及び各居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要である。 | はい・いいえ | 条例同条第8号平11解釈通知2-3-(7)⑧ |
| ９　（サービス担当者会議等による専門的意見の聴取）介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が１ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師である。また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましい。やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等が想定される。サービス担当者会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。 | はい・いいえ | 条例同条第9号 |
| 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、当該記録は２年間保存しなければならない。 | はい・いいえ | 条例同条第9号平11解釈通知2-3-(7)⑨ |
| １０　（居宅サービス計画の説明及び同意）介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | はい・いいえ | 条例同条第10号平11解釈通知2-3-(7)⑩ |
| １１　（居宅サービス計画の交付）介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の個別サービス計画における位置づけを理解できるように配慮する必要がある。 | はい・いいえ | 条例同条第11号平11解釈通知2-3-(7)⑪ |
| １２　（担当者に対する個別サービス計画の提出依頼）介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所に対して、個別サービス計画の提出を求めているか。 | はい・いいえ | 条例同条第12号平11解釈通知2-3-(7)⑫ |
| １３　課題分析から個別サービス計画の提出依頼までの一連の業務について、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合等おいて、その業務の順序が基準に沿わなかった場合にあっても、それぞれに位置づけられた個々の業務は事後的にできるだけ速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じてサービス計画を見直すなど、適切に対応しているか。 | はい・いいえ | 平11解釈通知2-3-(7) |
| １４　（居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、当該指定居宅サービス事業者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。 | はい・いいえ | 条例同条第13号平11解釈通知2-3-(7)⑬ |
| １５　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師、薬剤師に提供しているか。提供すべき情報の例・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している・薬の服用を拒絶している・使いきらないうちに新たに薬が処方されている・口臭や口腔内出血がある・体重の増減が推測される見た目の変化がある・食事量や食事回数に変化がある・下痢や便秘が続いている・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況 | はい・いいえ | 条例同条第13号2項平11解釈通知2-3-(7)⑬ |
| １６　（モニタリングの実施）介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。なお、モニタリングの結果の記録は２年間保存しなければならない。ア　少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。イ　少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。 | はい・いいえ | 条例同条第14号平11解釈通知2-3-(7)⑭ |
| １７　（居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取）介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。ア　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合イ　要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、当該記録は２年間保存しなければならない。また、上記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。 | はい・いいえ | 条例同条第15号平11解釈通知2-3-(7)⑮ |
| １８　（居宅サービス計画の変更）介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として条例第１６条第３号から第１２号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行っているか。利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が条例第16条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要がないと判断したもの）を行う場合には、一連の業務を行う必要はないが、この場合においても、介護支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要である。 | はい・いいえ | 条例同条第16号平11解釈通知2-3-(7)⑯ |
| １９　（介護保険施設への紹介その他の便宜の提供）介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 | はい・いいえ | 条例同条第17号平11解釈通知2-3-(7)⑰ |
| ２０　（介護保険施設との連携）介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。 | はい・いいえ | 条例同条第18号平11解釈通知2-3-(7)⑱ |
| ２１　（居宅サービス計画の届出）居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助が中心の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。 | はい・いいえ | 条例同条第18号2項平11解釈通知2-3-(7)⑲ |
| ２２　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、町からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ているか。　(※令和３年１０月１日より適用) | はい・いいえ |  |
| ２３　（主治の医師等の意見等）介護支援専門員は、利用者が医療サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護）の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。定期巡回・随時対応型訪問介護または看護小規模多機能型居宅介護については、訪問看護サービスを利用する場合に限る。ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。 | はい・いいえ | 条例同条第19号平11解釈通知2-3-(7)⑳ |
| ２４　主治の医師等の意見を求めた場合において、介護支援専門員は、主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付しているか。 | はい・いいえ |  |
| ２５　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護等上記の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。 | はい・いいえ |  |
| ２６　（短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置づけ）介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。 | はい・いいえ | 条例同条第21号平11解釈通知2-3-(7)21 |
| ２７　（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映）介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。 | はい・いいえ | 条例同条第23号平11解釈通知2-3-(7)22 |
| ２８　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。 | はい・いいえ |  |
| ２９　（認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映）介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。 | はい・いいえ | 条例同条第24号平11解釈通知2-3-(7)23 |
| ３０　（指定介護予防支援事業者との連携）介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者にかかる必要な情報を提供する等の連携を図っているか。 | はい・いいえ | 条例同条第25号平11解釈通知2-3-(7)24 |
| ３１　（指定介護予防支援業務の受託に関する留意点）指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しているか。 | はい・いいえ | 条例同条第26号平11解釈通知2-3-(7)25 |
| ３２　（地域ケア会議への協力）地域ケア会議から資料・情報の提供、意見の開陳、その他協力の求めがあった際にはこれに協力しているか。 | はい・いいえ | 条例同条第27号平11解釈通知2-3-(7)26 |
| （法定代理受領サービスに係る報告） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、毎月、町（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。 | はい・いいえ | 条例第16条平11解釈通知2-3-(8) |
| ２　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しているか。 | はい・いいえ |  |
| （利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | はい・いいえ | 条例第17条平11解釈通知2-3-(9) |
| （利用者に関する町への通知） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しているか。ア　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。イ　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | はい・いいえ | 条例第18条平11解釈通知2-3-(10) |
| （管理者の責務） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。また、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に指定基準のうち「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | はい・いいえ | 条例第19条 |
| （運営規程） |  |  |
| １　運営規程には、次の事項が定められているか。・事業の目的及び運営方針　（ 有 ・ 無 ）・従業者の職種、員数及び職務の内容（ 有 ・ 無 ）※介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載すること。・営業日及び営業時間（ 有 ・ 無 ）・指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額　（ 有 ・ 無 ）※利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること。・通常の事業の実施地域（ 有 ・ 無 ）※客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではない。・虐待の防止のための措置に関する事項（ 有 ・ 無 ）（※令和６年３月３１日までは努力義務）・その他運営に関する重要事項（ 有 ・ 無 ） | はい・いいえ | 条例第20条平11解釈通知2-3-(11) |
| （勤務体制の確保） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。 | はい・いいえ | 条例第21条平11解釈通知2-3-(12) |
| ２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。 | はい・いいえ |  |
| ３　（研修機会の確保）　　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。 | はい・いいえ |  |
| ４　指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | はい・いいえ |  |
| （業務継続計画の策定等） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。　（令和６年３月３１日までは努力義務） | はい・いいえ | 条例第21条の2 |
| ２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　（令和６年３月３１日までは努力義務） | はい・いいえ |  |
| ３　指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとするか。　（令和６年３月３１日までは努力義務） | はい・いいえ |  |
| （設備及び備品等） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。※設備及び備品等については、次の点に留意すること。(1)指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えないこと。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。(2)専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。(3)指定居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 | はい・いいえ | 条例第22条平11解釈通知2-3-(13) |
| （従業者の健康管理） |  |  |
| １　介護支援専門員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。 | はい・いいえ | 条例第23条 |
| （感染症の予防及びまん延の防止のための措置） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。　（※令和６年３月３１日までは努力義務）ア　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。イ　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。ウ　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | はい・いいえ | 条例第23条の2 |
| （掲示） |  |  |
| １　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。ただし、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。※掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）①　運営規程の概要　　　　　　　②　従業者の勤務体制③　秘密保持について　　　　　　④　事故発生時の対応⑤　苦情処理の体制 | はい・いいえ | 条例第24条平11解釈通知2-3-(14) |
| （秘密保持等） |  |  |
| １　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | はい・いいえ | 条例第25条平11解釈通知2-3-(15) |
| ２　従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。※事業者は、当該事業所の従業者が、従業者でなくなった後においても　これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。※従業員の在職中及び退職後の秘密保持のため、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 |  |  |
| ３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。（同意書様式：有・無、利用者：有・無、利用者の家族：有・無） |  |  |
| （広告） |  |  |
| １　広告の内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 | はい・いいえ | 条例第26条 |
| （居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 | はい・いいえ | 条例第27条平11解釈通知2-3-(16) |
| ２　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 | はい・いいえ |  |
| ３　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | はい・いいえ |  |
| （苦情処理） |  |  |
| １　自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 | はい・いいえ | 条例第28条平11解釈通知2-3-(17) |
| ２　指定居宅介護支援事業者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。なお、苦情の内容等の記録は２年間保存しなければならない。 | はい・いいえ |  |
| ３　指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けて取組を自ら行っているか。 | はい・いいえ |  |
| ４　自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | はい・いいえ事例なし |  |
| ５　町からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を町に報告しているか。 | はい・いいえ事例なし |  |
| ６　自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。 | はい・いいえ事例なし |  |
| ７　指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力しているか。また、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | はい・いいえ事例なし |  |
| ８　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | はい・いいえ事例なし |  |
| （事故発生時の対応） |  |  |
| １　居宅介護支援の提供により事故は発生していないか。 | はい・いいえ | 条例第29条平11解釈通知2-3-(18) |
| ２　居宅介護支援事業に対応する損害賠償保険に加入しているか。 | はい・いいえ |  |
| ３　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | はい・いいえ |  |
| ４　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。なお、当該記録は２年間保存しなければならない。 | はい・いいえ |  |
| ５　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 | はい・いいえ |  |
| ６　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | はい・いいえ |  |
| （虐待の防止） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。（令和６年３月３１日までは努力義務）ア　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。イ　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。ウ　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。エ　ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | はい・いいえ | 条例第29条の2 |
| （会計の区分） |  |  |
| １　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 | はい・いいえ | 条例第30条平11解釈通知2-3-(19) |
| （記録の整備） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | はい・いいえ | 条例第31条 |
| ２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。　（１）指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録　（２）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した台帳　　　ア　居宅サービス計画　　　イ　アセスメントの結果の記録　　　ウ　サービス担当者会議の記録　　　エ　モニタリングの結果の記録　（３）条例第１９条に規定する町への通知に係る記録　（４）苦情の内容の記録　（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録また、介護給付費の請求に関する次の記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。（１）従業者に関する記録のうち、勤務体制についての記録（２）会計に関する記録のうち、審査支払機関に提出した記録 | はい・いいえ |  |
| (電磁的記録) |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面（文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による場合には、当該交付等の相手方の承諾を得ているか。※作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証の確認を除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 | はい・いいえ | 条例第33条 |
| 介護給付費関係 |  |  |
| （介護給付費単位） |  |  |
| １　指定居宅介護支援事業に要する費用の額は、介護給付費単位数表により適切に算定されているか。（１）居宅介護支援費（Ⅰ）※利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。※ただし、下記の⑵を算定する場合には、⑴は算定しない。(一)　居宅介護支援費(ⅰ) ＜取扱件数が40件未満及び40件以上の場合において40未満の部分＞a　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　１，０７６単位b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　１，３９８単位(二)　居宅介護支援費(ⅱ)＜取扱件数が40件以上の40件以上60件未満の部分＞a　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　　　５３９単位b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　　　６９８単位(三)　居宅介護支援費(ⅲ)＜取扱件数が40件以上の60件以上の部分＞a　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　　　３２３単位b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　　　４１８単位 | はい・いいえ | H12厚告20別表イ注1老企第36号第3-1,7H18.4改定Q&A -Vol.2 |
| （２）居宅介護支援費（Ⅱ）※情報通信機器（人工知能関連技術を活用（新設）したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。(一)　居宅介護支援費(ⅰ) ＜取扱件数が45件未満及び45件以上の場合において45未満の部分＞a　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　１，０７６単位b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　１，３９８単位(二)　居宅介護支援費(ⅱ)＜取扱件数が45件以上の45件以上60件未満の部分＞a　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　　　５２２単位b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　　　６７７単位(三)　居宅介護支援費(ⅲ)＜取扱件数が45件以上の60件以上の部分＞a　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　　　３１３単位b　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　　　４０６単位 |  |  |
| **取扱件数の定義**（**事業所における利用者の数**）＋（指定介護予防支援に係る利用者の数）×1／2で算出した数を、当該事業所の介護支援専門員の員数（**常勤換算方法**で算定した員数）で除した数のこと**※　利用者は、月末に給付管理を行った対象をいう。**（常勤換算方法）事業所の従業者（非常勤の従業者等）の勤務延時間数を、当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のこと。（例）事業所の常勤の１週間当たりの勤務すべき延時間数→40時間の場合非常勤従業者で１週間20時間勤務の人は常勤換算（20/40）で0.5人となる。同じく1週間で30時間勤務の人の常勤換算（30/40）で0.75人となる。 |  | 老企第36号第3-7（1） |
| **情報通信機器（人工知能関連技術を含む）の活用**情報通信機器（人工知能関連技術を含む）については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資するものとするが、具体的には、例えば、・ 当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン・ 訪問記録を随時記載できる機能（音声入力も可）のソフトウエアを組み込んだタブレット等とする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 老企第36号第3-7（2） |
| **事務職員の配置**事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員１人あたり、１月24 時間以上の勤務を必要とする。 |  | 老企第36号第3-7（3） |
| 居宅介護支援費（ⅰ）（ⅱ）（ⅲ）の割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目～39件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた数から1を減じた件数まで）については、（ⅰ）を算定し、40件目（常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費（ⅱ）（ⅲ）を算定すること。（（Ⅱ）を算定する場合は、「39件目」を「44件目」、「40」を「45」にそれぞれ読み替える。）※　指定介護予防支援に係る利用者の数は、当該件数に１／２を乗じて得た件数を含めて算定する。※　管理者がケアマネジャーである場合、管理者がケアマネジメント業務を兼ねている場合については、管理者を常勤換算１のケアマネジャーとして取り扱って差し支えない。ただし、管理者としての業務に専念しており、ケアマネジメント業務にまったく従事していない場合については、当該管理者については、ケアマネジャーの人数として算定することはできない。※　取扱件数の算定は、実際にサービスが利用され、給付管理を行い、報酬請求を行った件数をいう。したがって、単に契約をしているだけのケースについては、取扱件数にカウントしない。 |  | 老企第36号第3-7（4） |
| ２　【月途中における取扱い】(1)　月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）第１４条第１項に規定する文書（給付管理票）を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。(2)　月の途中で、事業者の変更がある場合利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。）。(3)　月の途中で、要介護度の変更がある場合要介護１又は要介護２と、要介護３から要介護５までは居宅サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護１又は要介護２から要介護３から要介護５までに変更となった場合の取扱いは月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。(4)　月の途中で、他の市町村に転出する場合利用者が月の途中に他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。(5)　サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。※ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。 | はい・いいえ | 老企第36号第3-1～5 |